

GAP 認証の取得の取組における留意事項

第3の2(1)について、GAP 認証取得等支援対象者が行う取組の支援に対する留意事項(支援の対象、支援額の上限等)は次のとおりとする。

1 認証審査費用

(1) 支援の対象は、農産物のGAP 認証の取得に必要な審査の受審に要する費用とする。

なお、GAP 認証取得等支援対象者のうち、GAP 認証の取得に取り組む農業者(以下「取組農業者」という。)は、本取組を必ず行うものとする。

(2) 支援額の上限

ア 本取組に要する費用に係る支援額の上限は、審査員の現地審査に要する旅費を除き、GAP 認証の種類に応じ、下表のとおりとする。

GAP 認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	20 万円
ASIAGAP	9 万円

イ 取組農業者が複数経営体により構成される団体等(以下「複数経営体団体等」という。)である場合には、前項の規定に関わらず、本取組に要する費用の上限は、支援額の上限に現地審査の受審日数(同日に複数の審査員がそれぞれ異なる農場等において現地審査を実施する場合にあっては、延べ受審日数。以下同じ。)を乗じて得た額とする。この場合において、GAP 認証取得等支援対象者は、現地審査の受審日数を明らかにしなければならない。

ウ 審査員の現地審査に要する旅費については、実際に要した費用の3/4を上限とする。ただし、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとはならない場合にあっては、旅費に係る支援は対象外とする。

(3) 本取組の実施に当たっては、取組農業者は、GAP 認証の審査を行う業者から見積書を取得し、取組に要する経費を明らかにしなければならない。この際、見積書には、現地審査に要する見込日数及び審査員の現地審査に要する旅費(概算)を記載させることとする。

(4) やむを得ない事情により事業の実施期間内に審査を受審することが困難な場合(審査を受審することが困難な理由が他律的な要因である場合に限る。)にあっては、審査機関との契約の締結をもって、本取組を完了したものとみなすことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、GAP 認証取得等支援対象者から当該やむを得ない事情を整理した書面を徴取し、交付要綱第16に定める実績報告とともに提出しなければならない。

2 研修指導受講費用

(1) 支援の対象は、G A P 認証の取得を目指し、生産工程の適切な管理を実施するために必要な研修指導の受講に要する費用とする。

ただし、研修指導を受講するための取組農業者の移動に要する旅費は対象外とする。

(2) 支援額の上限

ア 本取組に要する費用に係る支援額の上限は、指導者による現地指導に要する旅費を除き、研修指導 1 日につき G A P 認証の種類に応じ、下表の 1 日当たりの上限に掲げる額とする。この場合において、上限適用後における費用の合計額が支援額の上限を超える場合にあっては、支援額の上限をもって支援額とする。

G A P 認証の種類	1 日当たりの上限	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	5.25 万円	26.25 万円
ASIAGAP	4.5 万円	22.5 万円

イ 取組農業者が複数経営体団体等である場合には、前項の規定に関わらず、本取組に要する費用の上限は、1 日当たりの上限に研修指導の受講日数を乗じて得た額とする。この場合において、G A P 認証取得等支援対象者は、研修指導の受講日数を明らかにしなければならない。

ウ 研修指導のうち指導者による現地指導に要する旅費については、実際に要した費用の 3 / 4 を上限とする。現地指導費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとはならない場合にあっては、旅費に係る支援は対象外とする。

(3) 本取組の実施に当たっては、取組農業者は、研修指導を行う業者から見積書を取得し、取組に要する経費を明らかにしなければならない。この際、見積書には、研修指導に要する見込日数及び研修指導のうち指導者による現地指導に要する旅費（概算）を記載させることとする。

(4) 研修指導のうち現地指導を行う指導者は、通算で 5 経営体以上に対し G A P 認証の取得支援を行った実績を有する者に限ることとする。見積書の提出に当たっては、当該実績に係る情報を添付することとする。

3 環境整備費用

支援の対象及び本取組に要した費用に係る支援額の上限等は、次に掲げるとおりとする。

この場合において、上限適用後におけるこれらの費用の合計額が 20 万円（取組農業者が複数経営体団体等である場合にあっては、20 万円に取組経営体数を乗じて得た額）を超えるときは、支援額は 20 万円（取組農業者が複数経営体団体等である場合にあっては、20 万円に取組経営体数を乗じて得た額）とする。

(1) I C T を活用した情報システムの利用

ア 支援の対象は、I C T を活用して G A P 認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを受信するシステム（以下「I C

Tシステム」という。)の導入に伴うICTシステムの初期設定費及び導入から12ヶ月以内分のICTシステム利用費(以下「ICTシステム導入利用費」という。)とする。ただし、ICT機器やソフトウェアの購入、操作の研修等に要する費用はICTシステム導入利用費に含まない。

イ 支援額の上限は、アの費用について10万円とする。

ただし、取組農業者が複数経営体団体等である場合には、10万円に取組経営体数を乗じて得た額を支援額の上限とする。

(2) 分析・調査の実施

ア 支援の対象は、GAP認証の取得に当たり必要な残留農薬、土壌及び水質の分析・調査に要する費用とする。

イ 支援額の上限は、アの費用について6.5万円とする。

ただし、取組農業者が複数経営体団体等である場合には、6.5万円に取組経営体数を乗じて得た額を支援額の上限とする。

ウ 検体数及び検査項目(成分)数は、認証取得に必要な最小限のものに限る。

(3) 認証対応設備の改修及び資材の導入

ア 支援の対象は、集出荷・調製施設等におけるGAP認証取得のための対応に真に必要な設備の改修及び資材(農薬保管庫及び仮設トイレを含む。以下この項において同じ。)の導入に要する費用とする。

ただし、仮設トイレにあっては、設置しようとする箇所の周辺に利用可能なトイレが存在しない場合に限る。

イ 支援額の上限は、アの費用について10万円とする。

ただし、取組農業者が複数経営体団体等である場合には、10万円に取組経営体数を乗じて得た額(5経営体以上にある場合は50万円)を支援額の上限とする。

ウ 1つの改修・資材につき、取得単価が10万円未満のものに限る。

エ 改修作業に必要な外注費用や人件費などの施工費用及び資材搬入のための運送料並びに設備・資材等の維持管理等に係る経費は支援の対象外とする。

オ GAP認証取得等支援対象者は、申請に当たっては、図面等により設備の改修箇所、資材の設置箇所、必要数及び必要とする理由等を明示し、事業実施主体の承認を得るものとする。

4 団体認証における構成経営体数の拡大における留意事項

(1) 団体認証における構成経営体数の拡大とは、既にGAP認証を団体認証で取得している団体において、本取組により当該団体を構成する農業者等を追加することにより、当該団体認証全体の構成経営体数を拡大することをいう。

(2) (1)の場合における対象となる支援額は、実際に要した額(全体額)を、既に団体を構成している農業者等の数と新たに団体に追加する農業者等の数で按分等により、新たに団体に追加する農業者等がGAP認証の取得の取組に要した費用を算定するものとする。

(3) (1)における3の支援額の上限は、「取組経営体数」を「新たに団体に追加

する農業者等の数」と読み替えて適用するものとする。

- 5 支援額の上限に係る消費税及び地方消費税の取扱い
本紙に記載された金額は、全て消費税及び地方消費税を除いた額とする。